

- 都道府県と大学が連携して、医師本人・地域のニーズに応えるための適切な運用のため、以下の地域枠の定義とする方向で、令和2年8月31日に開催された「医療従事者の需給に関する検討会 第35回医師需給分科会（厚生労働省）」で公表。
- 「下記の条件に当てはまらない地元出身者枠や大学独自の選抜枠を設けることは可能であるが、都道府県と連携する地域枠を優先的に設定することが望ましい。」とし、本定義の運用は令和4年度からとする方向で進められている。

	地域枠
対象	地元出身者（一定期間当該都道府県に住所を有した者）もしくは全国より選抜する。
選抜方法	別枠方式
協議の場	地域医療対策協議会で協議の上、設定する。
設定する上で協議する事項	地域医療対策協議会において、地域枠の設定数、従事要件・キャリア形成プログラムの内容、奨学金の額、地域定着策（面接頻度、セミナー開催等）並びに前述を進めるための都道府県から大学への経済的支援、離脱要件等を協議する。
同意取得方法	志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意している。
従事要件	①卒直後より当該都道府県内で9年間以上従事する ^{※1,2} 。 ②将来のキャリアアップに関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加すること。
奨学金貸与	問わない。

※1 従事要件の9年間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間程度とし、当該医師のキャリアアップに配慮すること。

※2 医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

- 本県には、医師免許取得後、**特定診療科（小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急科）**への従事義務を課す特定診療科従事医師確保修学資金を設定しているところ。
- 当該修学資金は、医師少数区域等での勤務義務は課されていないが、政府における地域枠の見直し方針に対応しつつ、専門医の取得など医師のキャリア形成と両立できる制度への見直しを進めていく。（山形県医師修学資金貸与条例の改正が必要（改正時期は引き続き検討））

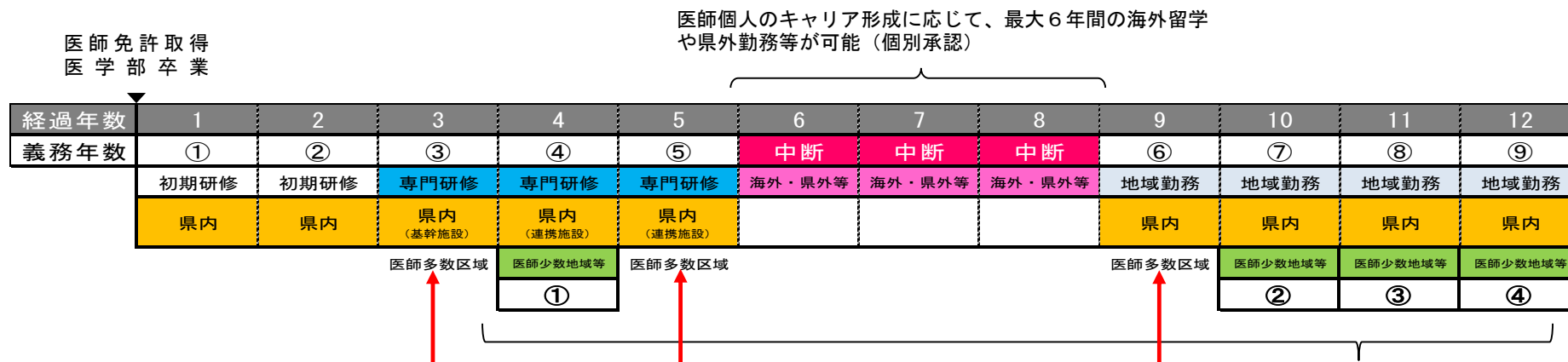
ポイント① : 義務期間中、3年間を上限とする「山形大学医学部附属病院」での勤務を「医師多数区域での医療機関」に改正

ポイント② : 「医師多数区域の医療機関に勤務しながら一定の要件を満たす場合に医師少数区域等での勤務として取り扱う」特例制度を地域医療従事医師確保修学資金と同様、「特定診療科従事医師確保修学資金」にも導入

専門医の取得、海外留学など可能

地域での活躍

【イメージ図】



医師多数区域（山形大学医学部附属病院等）で業務に従事していたとしても、地対協での協議の上、知事が指定する「医師少数区域等」の医療機関等に一定の継続した期間（週1・6月以上などの要件）勤務する場合は、「医師少数区域等」での勤務として取り扱う。

卒後最大15年経過するまで間で9年間の県内勤務の義務のうち、4年以上は「医師少数区域等」で勤務